

船員の健康確保について

令和5年4月1日より、船員の健康確保に関する新制度が導入されます。

今回は、新たに導入される制度の改正趣旨について、ご紹介いたします。

改正の趣旨

陸から離れた船舶の中で職住一体の生活を送る船員は、人間関係上の問題が陸上より深刻になりやすく、労働の実態も陸上事務所から把握しにくい。このような状況を背景に、高ストレス者の割合や生活習慣病等の健康リスクが高い状況にある。

一方、船舶所有者による船員の健康管理に関しては、従来は制度が設けられておらず、船舶所有者の自主的な取り組みに任されてきた。また、船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、近年問題となっているメンタルヘルスの不調や長時間労働への対応等については、十分な専門的知見を求める仕組みがないところである。

このような状況も踏まえ、船員の健康確保を図るため、陸上における取り組みも参考にしつつ、

- ① 産業医の選任
- ② 健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置の実施
- ③ 過重労働対策
(長時間にわたる労働に関する面接指導)
- ④ メンタルヘルス対策
(心理的な負担の程度を把握するための検査等)
——等を内容とする、船員法施行規則等の改正が行われた。

新制度の詳細については、次のURLのページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000032.html

次回は①産業医の選任についてご紹介します。

〔ファクスだより〕

2023年1月6日(金曜日)